

やまぐちファシリティネットワーク規約

令和7年10月7日制定

(目的)

第1条 やまぐちファシリティネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）は、山口県の未来を拓き、活力ある地域社会の創造に貢献するため、以下の目的を遂行する。

- (1) 参画する大学、高等専門学校、公設試験場等が保有する研究開発用設備・機器の共同利用を促進し、これにより組織の垣根を越えた機器の活用を通じて、科学技術の振興、産業の活性化、革新的な技術やサービスの創出、およびこれらを担う人材の育成を図ること。
- (2) 会員機関間、並びに地域の自治体および産業関連団体等との密接な連携により、山口県における研究開発用設備・機器の共同利用文化を定着させること。

(活動内容)

第2条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、以下の活動を行うものとする。

- (1) 研究開発用設備・機器情報の共有
- (2) 共同利用体制の構築と効率的な機器の整備
- (3) 分析・相談の連携
- (4) 人材育成の支援
- (5) 会員間の交流促進
- (6) 地域社会との連携
- (7) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な活動

(組織)

第3条 本ネットワークは、次条に定める会員により構成し、国立大学法人山口大学を幹事機関とする。

- 2 本ネットワークの運営事務局は、幹事機関である国立大学法人山口大学に置く。
- 3 本ネットワークに会長を置き、国立大学法人山口大学学術研究担当の役員をもって充てる。
- 4 会長は、本ネットワークを代表し、本ネットワークを統括する。

(会員)

第4条 会員は、本ネットワークの目的及び活動内容に賛同する、大学、高等専門学校、公設試験研究機関、地域産業支援機関、企業等とする。

- 2 会員は、機関名、機関代表者の氏名、本ネットワークの窓口となる担当者（以下「ネットワーク担当者」という。）の氏名を運営事務局に登録するものとする。
- 3 会員は、前項に定める内容に変更があった時は、速やかにその旨を運営事務局に届け出るものとする。
- 4 会員は、本規約及び本ネットワークにおけるルール、覚書、合意書、契約書等（以下「ネットワーク規約等」という。）に定める約定を遵守しなければならない。
- 5 会員は、会員機関が所有・管理する共同利用化可能な研究開発用設備・機器の情報を、国立大学法人山口大学が管理するウェブサイトに登録することができる。
- 6 会員は、本ネットワークが主催又は共催する企画や事業に参加することができる。

(新規参画)

第5条 本ネットワークに会員として新規参画しようとする機関は、参画申込書（様式1）に機関名、機関代表者の氏名、ネットワーク担当者の氏名等を記載し、運営事務局に提出するものとする。

2 新規参画の可否は、運営会議の審議により決する。

(脱退)

第6条 会員が本ネットワークから脱退しようとするときは、脱退届（様式2）を運営事務局に提出してその旨を届けなければならない。

2 会員が、ネットワーク規約等に定めた約定を遵守しないとき、本ネットワークの活動を阻害する行為、本ネットワーク及び会員の名誉を毀損する行為、研究コンプライアンス又は公序良俗に違反する行為等を行ったと判断されたときは、運営会議の審議により脱退させることができる。

(運営事務局)

第7条 第3条2項で定める本ネットワークの運営事務局に事務局長を置き、山口大学リサーチファシリティマネジメントセンター事務室長をもって充てる。

2 運営事務局は、山口県山口市吉田1677番地1号、山口大学構内を所在地とする。

3 運営事務局所在地をもって本ネットワークの所在地とする。

4 運営事務局は以下の業務を行う。

(1) 本ネットワークの運営

(2) 地域における研究開発用設備・機器の共同利用化を加速する組織体制の強化

(3) 本ネットワークの事務局業務

(4) その他

(運営体制)

第8条 本ネットワークの運営体制として、以下の会議体等を設置する。

(1) 運営会議

(2) その他本ネットワーク運営に必要と認められる会議体等

(運営会議)

第9条 本ネットワークの円滑な運営と会員相互の連携や情報共有のため、運営会議を開催する。

2 運営会議の議長は会長が務める。

3 運営会議は、定期運営会議を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

4 運営会議の構成員は、以下のとおりとする。

(1) 会長

(2) 各会員の機関代表者

(3) 事務局長

(4) その他会長が必要と認めた者

5 運営会議は、本規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な諸規程の制定及び改廃、会員の新規参画及び脱退、その他重要な事項を議決するほか、本ネットワークの活動計画及び活動報告等について会員に情報共有するとともに意見交換を行う。

6 運営会議は、第4項に定める構成員（代理を含む）の過半数の出席をもって成立する。ただし、機関代表者が出席できない場合は、機関代表者が指名する教職員のうち

から代理を指名することができる。

- 7 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもってこれを決することとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(情報の取り扱い)

第10条 本ネットワークの活動を行う際に収集した個人情報、及びウェブサイトに登録した研究開発用設備・機器の情報については、第2条の活動内容に限り使用する。

- 2 本ネットワークの活動において研究開発用設備・機器の利用実績等を集計し報告又は公開する場合、当事者の同意を得られた場合を除き、個人名、研究室名及び企業名を特定できないようにした情報を使用する。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に必要な事項は別に定める。

- 2 本ネットワークで共同利用する研究開発用設備・機器の運営に必要な事項は、当該機器を所有・管理する機関・部局・施設が別に定める。

附 則

本規約は、令和7年10月7日から施行する。

様式1 (第5条関連)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

やまぐちファシリティネットワーク会長 殿

やまぐちファシリティネットワーク参画申込書

やまぐちファシリティネットワーク規約に同意し、下記の通り、ネットワークへの参画を申し込みます。

機関名		
機関 代表者	役職	
	ふりがな	
	氏名	
窓口担当者及び連絡先		
窓口 担当者	所属・役職	
	ふりがな	
	氏名	
連絡先	TEL	
	e-mail	
	住所	〒

以下は、事務局使用欄(記入不要)

[申込書の送付先]
〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1
山口大学 やまぐちファシリティネットワーク運営事務局
e-mail: facility@yamaguchi-u.ac.jp

受付日	
受付確認	

様式2 (第6条関連)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

やまぐちファシリティネットワーク会長 殿

やまぐちファシリティネットワーク脱退届

下記の通り、やまぐちファシリティネットワークを脱退します。

機関名		
機関 代表者	役職	
	ふりがな	
	氏名	
窓口担当者及び連絡先		
窓口 担当者	所属・役職	
	ふりがな	
	氏名	
連絡先	TEL	
	e-mail	
	住所	〒
脱退理由		

以下は、事務局使用欄(記入不要)

[脱退届の送付先]
〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1
山口大学 やまぐちファシリティネットワーク運営事務局
e-mail: facility@yamaguchi-u.ac.jp

受付日	
受付確認	